

議案第 4 5 号

小田原市立病院の診療報酬等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

令和 4 年度診療報酬改定により、一定規模の病院における初診及び再診に係る選定療養費の基準額が引き上げられることに伴い、小田原市立病院の初診時選定療養費及び再診時選定療養費についてこれに応じた措置を講ずるため改正する。

[内 容]

初診時選定療養費及び再診時選定療養費の額を次のように引き上げることとする。

(別表第 1 関係)

種 別	改 正 後	改 正 前
初診時選定療養費	7, 7 0 0 円	5, 5 0 0 円
再診時選定療養費	1 回につき 3, 3 0 0 円	1 回につき 2, 7 5 0 円

[適 用]

令和 4 年 1 0 月 1 日